

審査経験・実績の反映による規制基準の継続的な改善について

令和元年10月23日
原子力規制庁

1. 背景・概要

原子力規制委員会は、第1期中期目標¹において、安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築に関し次のとおり定めている。

○最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善

安全研究の実施や国内外の情報の収集・分析等により得られた最新の科学的・技術的知見、IAEA等の基準の見直しに係る動向、新規制基準に係る適合性審査の実績等を踏まえて規制基準を継続的に改善する。

原子力規制庁は、最新知見を規制に反映するためのプロセスを定め²、これに基づき、国内外の最新知見や安全情報の収集・分析、スクリーニング等を継続的に実施してきた。そして、これらの活動を通じて安全上重要な知見・情報が得られた際には、その重要性や緊急性を踏まえて、随時、規制基準に反映する等の取組を的確に進めてきた。その結果、規制基準はその策定後においても継続的に充実・強化が図られており、今後も同様にこれらの取組を進めていく必要がある。

一方、同プロセスでは、こうした随時見直しの対象とならなかった事項についても概ね5年ごとに定期的な整理等を行う旨を定めている。今般、第1期中期目標期間(2015年4月1日から5年間)の満了を迎えるにあたり、規制基準の継続的な改善に関する取組を一層充実させる観点から、従来の取組に加えて、以下の取組を進めることとしたい。

2. 定期的な見直しの取組方針(案)

従来の取組において重要性や緊急性の観点から随時見直しの対象とならなかった審査経験や実績を規制基準に的確に反映し、規制基準の更なる具体化・明確化を図る。

具体的には、これまでの適合性審査等により得られた経験や実績が豊富な実用炉について、既に原子力規制委員会が許認可等の処分をしたものに係る審査経験・実績をもとに、分かりやすさの観点から、現行の規制基準が規定する要求内容の更なる具体化・表現の改善等を行う。

今後、被規制者から公開の場で基準の明確化が望ましいものについての意見・提案を聴取しつつ、半年程度をかけて検討課題を整理・リスト化し、来年(令和2年)上半期中を目途に、原子力規制委員会の了承を得て中長期的な取組計画を策定する。同計画に基づく取組状況等は適時に技術情報検討会³に報告し、公開性を確保する。

¹ 「原子力規制委員会第1期中期目標(平成27年2月制定、平成29年3月改定)」

² 平成28年第45回原子力規制委員会 資料3

³ 技術情報検討会(第32回(平成30年6月20日)以降は公開会合)

3. 今後の予定

被規制者から意見・提案を聴取するための公開の場の設定等について、本年内を目途に改めて原子力規制委員会にお諮りする。

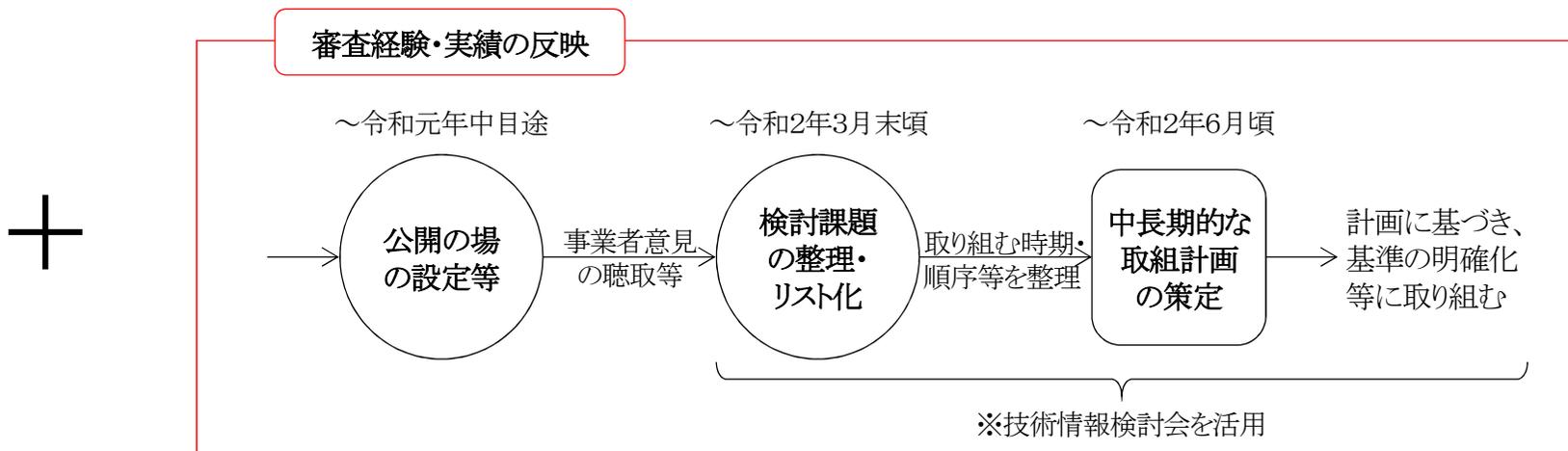
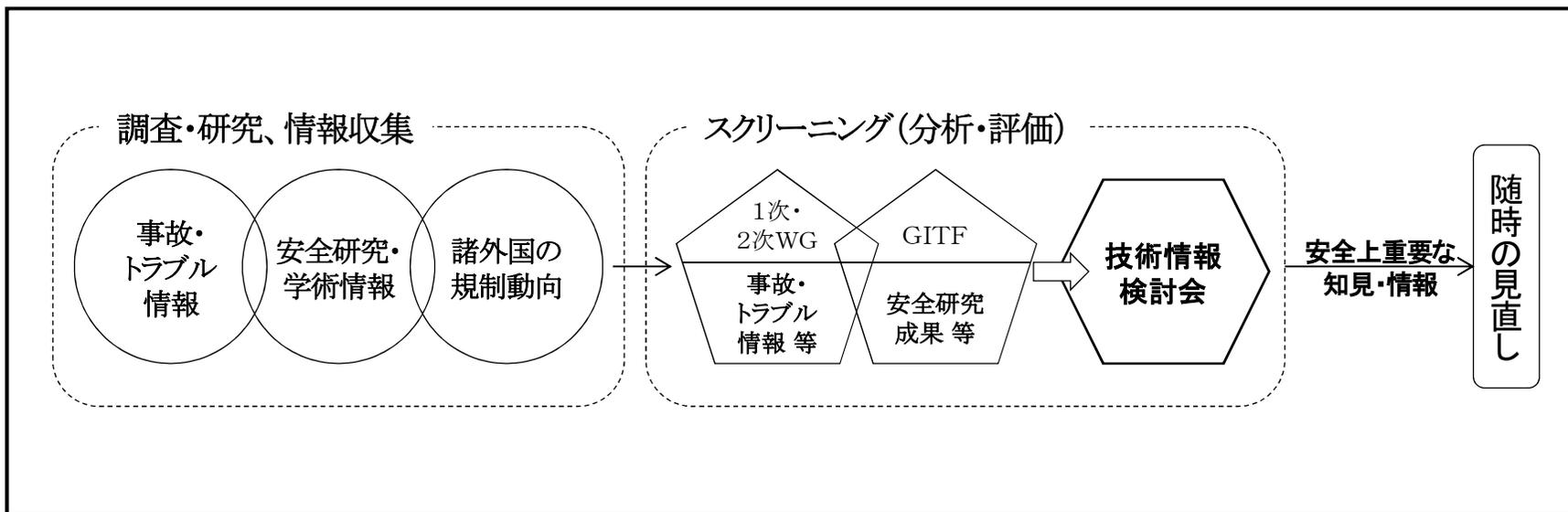
なお、従来行っている随時見直しの取組は、上記2. の取組にかかわらず、これまでどおり進める。

[参考]

参考1 規制基準の継続的な改善に関する取組

参考2 最新知見を規制に反映するためのプロセス(平成28年第45回原子力規制委員会資料3から抜粋)

規制基準の継続的な改善に関する取組



最新知見を規制に反映するためのプロセスについて

最新の科学的・技術的知見（以下「最新知見」という。）の規制への反映に関し、収集・整理する情報の範囲とその体制、及び最新知見を規制基準等の規制に反映するためのプロセスは以下のとおり。

1. 規制への反映に関する手順（別紙フロー図参照）

最新知見の規制への反映については、安全性に係る当該最新知見の重要性及びそこから導かれる緊急性を勘案の上、必要に応じ随時に実施することを基本とする。規制への反映に関する手順については、基本的に、情報の収集・整理、スクリーニング及び規制への反映の三段階からなる。

ただし、得られた最新知見の安全上の重要性及び緊急性に応じて、必要な場合には、以下の手順によらず、関係部署が連携して対応し、技術情報検討会等での検討を経て、原子力規制委員会で審議することもある。

(1) 情報の収集・整理

収集・整理する情報と担当部署は次のとおりとする。

情報元	情報の内容	情報の収集・整理の担当部署※
(A) トラブル情報	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外で発生した事故・トラブル情報 ・ニューシア情報のうち「保全品質情報」 ・その他把握できた要検討情報／案件 等 	原子力規制企画課
(B) 規制経験（審査・検査）	<ul style="list-style-type: none"> ・審査・検査で得られた知見 ・その他の要検討案件 等 	原子力規制部担当管理官付＋原子力規制企画課
(C) 諸外国の規制動向	<ul style="list-style-type: none"> ① 諸外国の規制制度・活動全般 ② 諸外国の規制基準等 	<ul style="list-style-type: none"> ① 原子力規制企画課 ② 技術基盤グループ
(D) 安全研究等	<ul style="list-style-type: none"> ① 外部会合等の情報・安全研究で明らかになった最新知見等 ・原子力規制委員会が実施している安全研究 ・国際共同研究プロジェクト ・原子力研究開発機構、量子科学技術研究開発機構 ・学協会その他民間の自主研究活動等 ② 国内外の研究開発情報 	技術基盤グループ

情報元	情報の内容	情報の収集・整理の担当部署※
(E) 国際基準等	IAEA、OECD/NEA 等の国際的な諸活動等 ① IAEA 基準等の策定・改定に係る会合 ② OECD/NEA/CNRA 等の規制活動に係る会合等	① 技術基盤グループ ② 技術基盤グループ、 原子力規制部
(F) 学会等の情報	原子力関連、外部事象（地震、津波、火山等）を含めた幅広い学会情報 等	技術基盤グループ

※ 当該情報の収集・整理の担当部署であるが、情報内容等に応じ、関係部署と連携して情報の収集・整理を行うこととする。なお、ICRP 勧告の策定・改訂に係る情報収集・整理については、放射線防護グループにおいて対応。

(2) 情報のスクリーニング

① 1次スクリーニング（検討安全情報の抽出；担当原課室）

収集する情報は膨大であるため、情報を収集・整理する各担当原課室において、我が国の規制に関連する可能性があるために検討を要する情報（以下「検討安全情報」という。）を抽出する。この段階では、原子力施設の安全に関係する可能性がある情報を幅広く抽出することとし、原子力施設の安全に関係しない情報、当事国又は地域の固有の情報、施設構成等が異なり我が国では問題とならない情報、我が国では既に対応済みである情報等はスクリーニングアウトする。

② 2次スクリーニング（要対応技術情報の候補の抽出；規制部及び技術基盤グループ）

規制部及び技術基盤グループにおいて、各担当原課室の1次スクリーニングで抽出された検討安全情報について、更に詳細な分析評価を行い、何らかの規制対応が必要となる可能性がある最新知見に関する情報（以下「要対応技術情報」という。）の候補を抽出するとともに、それらの対応方針案を作成する。

(3) 規制基準等規制への反映

① 技術情報検討会

原子力規制庁の技術情報検討会において、抽出された要対応技術情報の候補について、当該情報への当否及び対応方針案について検討する。

② 原子炉安全専門審査会（以下「炉安審」という。）及び核燃料安全専門審査会（以下「燃安審」という。）

炉安審・燃安審において、技術情報検討会の検討で要対応技術情報に当たるとされた案件及びその対応方針案について調査・審議し、原子力規制委員会に報告する。

③ 原子力規制委員会

原子力規制委員会は、技術情報検討会及び炉安審・燃安審の検討を経て原子力規制庁が取りまとめた対応方針案について審議し、必要に応じ、規制基準への反映等を行う。

2. 定期的な規制基準の見直し

随時の見直しの対象とならなかった規制基準、表現・編集上の改善、規制基準間の整合性確保等が必要な事項についても、定期的に整理等を行うことが望ましいと考えられる。

このため、原則5年程度の期間毎に、各規制基準の見直しの課題と要否並びに見直す場合の要点を技術基盤グループにおいて整理し、中長期的な見直し・整理等の方針案を取りまとめ、見直し計画を策定することとする。

3. 規制に反映する際の考え方

最新知見を規制に反映する際は、以下の考え方に留意する。個々の案件の取扱いについては、原子力規制庁において対応案を作成し、原子力規制委員会が判断する。

○ 新設・更新する施設又は設備に対して、更なる安全性の向上を図ることができる場合には、新設・更新する施設又は設備のみに適用することを念頭に対処方針を明確にする。

○ 原子力施設の特徴、リスクの程度等に応じて安全要件、対策等を適用するグレードアプローチ（等級別扱い）を適用する。

なお、規制基準のバックフィットの運用は、「新たな規制基準のいわゆるバックフィットの運用に関する基本的考え方」（平成27年11月13日 原子力規制委員会）による。

また、見直した規制基準について個々の原子力施設の適合性確認が必要となる場合にあっては、安全上の重要性及び緊急性を勘案の上、法令に基づく許認可によるほか指導文書の発出等の適切な方法をとる。

